

災害時における環境衛生管理及び防災活動への協力に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）とは、大阪府域において地震等の大規模自然災害発生時において、避難所や公共施設（以下「避難所等」という。）における環境衛生管理、並びに平常時における防災啓発活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、災害時における避難所等において、衛生的な環境を確保し、被災者が安定した避難生活を過ごせるよう、乙に対し協力を要請することを目的とする。

（協力支援業務）

第2条 乙の避難所等における協力支援業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）清掃指導
- （2）衛生管理支援
- （3）その他、甲が必要と認める業務

（協力の要請）

第3条 甲は、府内の被災市町村から避難所等における協力支援業務に関する要請があったときは、文書で乙に対し協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電気通信等の連絡手段をもって要請を行い、事後速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲からの協力の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、第2条に規定する業務を終了したときは、速やかに文書で甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 第2条に規定する業務に要する経費は、乙が負担するものとする。

（平常時からの防災活動への協力）

第7条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業への協力
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加・協力
- (3) その他、防災啓発事業及び防災訓練への参加・協力

(連絡責任者)

第8条 本協定に関する連絡責任者は、基本的には、甲においては健康医療部環境衛生課長、乙においては事務局長とする。その他状況に応じて連絡網に従い、適切に連絡がとれる体制を維持する。

(情報交換)

第9条 本協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換し、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書は、協定締結の日から1年間有効とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し、別段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、甲乙間で協議のうえ、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月11日

甲 大 阪 府

大阪府知事 吉 村 洋 文

乙 一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会

会 長 佐 々 木 洋 信